締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
グレナダ	平成二十三年六月二十九日	平成二十三年十二月一日
スワジランド王国	平成二十三年九月十三日	平成二十四年三月一日
トリニダード・トバゴ共和国	平成二十三年九月二十一日	平成二十四年三月一日
アンドラ公国	平成二十五年四月九日	平成二十五年十月一日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成二十五年九月十三日	平成二十六年三月一日
ベリーズ	平成二十六年九月二日	平成二十七年三月一日
ガイアナ共和国	平成二十六年十月三十一日	平成二十七年四月一日
スロバキア共和国	平成二十七年七月二十四日	平成二十八年一月一日
モーリシャス共和国	平成二十七年十月一日	平成二十八年四月一日

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
オランダ王国	平成二十三年二月二十三日	平成二十三年八月一日

（平成二十二年六月三十日付け、同年八月二十四日付け、同年九月七日付け、同年九月二十一日付け、同年九月二十八日付け、同年十月十九日付け、同年十一月四日付け、同年十一月五日付け、同年十一月三十日付け、同年十二月三日付け、同年十二月十六日付け、平成二十三年一月十七日付け、同年二月四日付け、同年三月一日付け、同年三月十日付け、同年三月十四日付け、同年三月二十四日付け、同年四月六日付け、同年四月二十八日付け、同年六月二十九日付け、同年七月一日付け、同年八月三日付け、同年八月二十三日付け、同年九月九日付け、同年九月十六日付け、同年九月二十一日付け、同年十二月二十一日付け、平成二十四年二月一日付け、同年三月十二日付け、同年三月二十一日付け、同年四月二十三日付け、同年六月二十二日付け、同年七月五日付け、同年七月十二日付け、同年七月十七日付け、同年九月二十六日付け、同年十月九日付け、平成二十五年二月二十日付け、同年三月四日付け、同年三月二十六日付け、同年四月九日付け、同年五月一日付け、同年五月十四日付け、同年九月十三日付け、平成二十六年九月二日付け、同年九月三日付け、同年十月二十一日付け、同年十月三十一日付け、平成二十七年三月十六日付け、同年三月二十三日付け、同年五月二十八日付け、同年七月二十四日付け、同年八月二十五日付け及び同年十月一日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年一月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第二号

重要無形文化財能囃子方小鼓の保持者曽和博（曽和博朗）（平成十年文部省告示第百三号）は、平成二十七年十二月二日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財能囃子方小鼓の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月二十七日

文部科学大臣　馳　浩

○農林水産省告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字柚原二〇四一の三・二〇四一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字島地二ツ合三二七三の六から三二七三の一〇まで、字島地阪本三二九〇の二（次の図に示す部分に限る。）、三二九〇の一、三二九〇の三、三三〇〇、三三〇一、三三〇二の六、字六路瀬二六、七三の七、字東谷一二二、紀伊長島区東長島字井ノ島二五四、字トノス三九三の四、字大谷四二四の一、四二四の八、四二四の一〇から四二四の一四まで、四二四の一六、字大久保八二〇の八、字井戸谷一三五一の一から一三五一の四まで、一三五七の一、一三五八の一、一三五八の二、一三五九の一、一三五九の二、一三六〇、一三六一、一三六三の五、一三六三の七、一三六四の一、一三六四の六、一三六五の一から一三六五の三まで、一三六六の一、一三六六の二、紀伊長島区古里字大河内一一四三の一、一一四四の一、一一四四の二、一一四五の三、一一四七、海山区河内字大河内山六〇五の二六から六〇五の二九まで、六〇五の五二、字〆泉七四四、七四八の一、七四九の一、海山区馬瀬字産屋谷一二六・一二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一三、一一四、一一六、一一八から一二〇まで、一二二、一二七、一二九、字原六九二の一、六九二の二、六九三の三、六九三の四、海山区矢口浦字生熊一〇四〇の一二（次の図に示す部分に限る。）、一〇四〇の九から一〇四〇の一一まで、字大谷平山八六二の二・八六二の一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八六二の四、八六二の五、八六二の一六、八六二の一九、海山区引本浦字在ノ上五二八の三から五二八の六まで、五二八の一六、五二八の二二、五二八の二三、五二八の二七、五二八の四八、五二八の五〇、五二八の七九、五二八の一七一、五二八の一七二、海山区小浦字治郎谷三七一、三七二、字番屋尾三八四、海山区便ノ山字木津九四一の一（次の図に示す部分に限る。）、九三七から九三九まで、九四二、九四三の一、九四五、海山区船津字赤羽谷一八二〇の八、字寺谷一九五九の一、一九六四の一、一九六四の二、字中土四九八、五一六、海山区相賀字聾谷一七三五、一七四二の一、一七四三の一、字二札張一八六一、字西ノ谷一八七六、字平尾アシ谷一六五一の二、一六五一の一五、字馬越小谷一五九二、一五九三、一五九四の一、字馬越引崩一六三〇から一六三二まで、一六三三の一、尾鷲市大字南浦字矢ノ川野田山一九七九（次の図に示す部分に限る。）、一九三五、一九三六の一、一九三六の二、一九三七から一九四五まで、一九四七、一九四八、一九五〇、一九五二、一九五六、一九五七、一九六〇の一、一九六一、一九六二の一、一九六三、一九六六、一九六七、一九六八の二、一九六九から一九七二まで、一九七六から一九七八まで、字小原野湯木屋三〇〇二の二、三〇〇三、三〇一〇、字焼餅ケ谷三六八五、三六八六の一、三六八七、曽根町字六条一七の二（次の図に示す部分に限る。）、一七の一、一七の五、一七の七、一七の一七、一七の二一、一七の二二、一七の二七、字往還端一三四、一三六、賀田町字中山一二五三の一、三木里町字下野谷一三七五の二八（次の図に示す部分に限る。）、一三七五の三、字杉ノ本一三六二、字下野谷一三七五の二・一三七五の二三から一三七五の二七まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一三七五の四から一三七五の一八まで、一三七五の二〇から一三七五の二二まで、一三八一の二、一三八一の四、一三八一の五、須賀利町字丹生二七の二、二八、二九、三〇の一、三〇の二、三一、三二、三三の一から三三の四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字原六九三の三・字在ノ上五二八の三・五二八の一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。